

岩手県附属機関条例をここに公布する。

令和5年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第4号

岩手県附属機関条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定により、執行機関の附属機関（法律又は他の条例の規定に基づき設置されるものを除く。）の設置並びにその組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置及び所掌)

第2条 別表第1から別表第10までの所掌事項の欄に掲げる事項について審査、審議又は調査等を行わせるため、執行機関の附属機関として、これらの表の名称の欄に掲げる機関を置く。

2 執行機関は、別表第11の所掌事項の欄に掲げる事項について審査、審議又は調査等を行わせるため必要があるときは、同表の名称の欄に掲げる附属機関を置くことができる。

3 前2項に定めるもののほか、執行機関は、災害、事故その他の事案が生じた場合において、当該事案に係る調停、審査、審議又は調査等を行わせるため臨時又は緊急の必要があるときは、附属機関を置くことができる。ただし、当該附属機関の設置が1年を超えるときは、この限りでない。

4 執行機関は、前項の規定に基づき附属機関を置いたときは、その名称、所掌事項その他必要な事項を告示しなければならない。

(組織)

第3条 別表第1から別表第11までの名称の欄に掲げる附属機関（以下「審議会等」という。）は、これらの表の委員の人数の欄に掲げる人数以内の委員をもって組織し、委員は、これらの表の委員の構成の欄に掲げる者のうちから、執行機関が任命する。

2 審議会等の委員の任期は、別表第1から別表第11までの任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等及び副会長等)

第4条 審議会等に、会長又は委員長（以下「会長等」という。）を置き、委員の互選とする。

2 審議会等のうち次に掲げるものに、副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）を置き、委員の互選とする。

- (1) 岩手県総合計画審議会
- (2) 岩手県東日本大震災津波復興委員会
- (3) 岩手県商工観光審議会

- (4) 岩手県農政審議会
- (5) 岩手県水産審議会
- (6) 岩手県教育振興基本対策審議会

3 会長等は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

5 副会長等を置かない審議会等において、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、会長等があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第5条 審議会等のうち次に掲げるものに、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

- (1) 岩手県総合計画審議会
- (2) 岩手県東日本大震災津波復興委員会
- (3) 岩手県健康増進計画推進協議会
- (4) 岩手県自殺対策推進協議会
- (5) 岩手県商工観光審議会
- (6) 岩手県農政審議会
- (7) 岩手県農林水産物等認証制度運営委員会
- (8) 岩手県水産審議会

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから執行機関が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第6条 審議会等は、執行機関が招集する。ただし、平泉の文化遺産世界遺産拡張登録検討委員会、岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会及び岩手県政府調達苦情検討委員会は、会長等が招集する。

2 審議会等は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 前項の規定にかかわらず、岩手県財産評価審議会、岩手県特別職報酬等審議会及び県勢功労者顕彰選考委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会等の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会等のうち次に掲げるものに、部会を置くことができる。

- (1) 岩手県総合計画審議会
- (2) 岩手県東日本大震災津波復興委員会
- (3) 岩手県健康増進計画推進協議会
- (4) 岩手県高齢者福祉・介護保険推進協議会
- (5) 岩手県自殺対策推進協議会
- (6) 岩手県商工観光審議会
- (7) 岩手県農政審議会
- (8) 岩手県農林水産物等認証制度運営委員会
- (9) 岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会

2 部会は、会長等の指名する委員及び専門委員をもって組織する。

3 審議会等は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会等の議決とすることができる。

4 第4条及び前条の規定は、部会について準用する。この場合において、第4条第1項及び第2項中「委員」とあるのは「委員及び専門委員」と、同条第5項中「委員」とあるのは「委員又は専門委員」と、前条第2項及び第4項中「委員」とあるのは「委員及び議事に関係のある専門委員」と読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第8条 審議会等は、必要に応じて学識経験のある者その他議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(補則)

第9条 第2条から前条までに定めるもののほか、審議会等の運営に関し必要な事項は、会長等が審議会等に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(岩手県教育振興基本対策審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 岩手県教育振興基本対策審議会条例（昭和38年岩手県条例第44号）
- (2) 岩手県財産評価審議会条例（昭和39年岩手県条例第20号）

- (3) 岩手県特別職報酬等審議会条例（昭和39年岩手県条例第63号）
- (4) 岩手県農政審議会条例（昭和47年岩手県条例第9号）
- (5) 岩手県水産審議会条例（昭和48年岩手県条例第46号）
- (6) 岩手県商工観光審議会条例（昭和49年岩手県条例第6号）
- (7) 岩手県総合計画審議会条例（昭和54年岩手県条例第29号）
- (8) 岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会条例（平成15年岩手県条例第36号）

（経過措置）

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の同項各号に掲げる条例の規定により置かれている附属機関（次項において「旧附属機関」という。）は、第2条第1項の規定により置かれる相当の附属機関（次項において「新附属機関」という。）となり、同一性をもって存続するものとする。

4 この条例の施行の際現に旧附属機関の委員である者は、この条例の施行の日に、第3条第1項の規定により、新附属機関の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧附属機関の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（中小企業振興条例の一部改正）

5 中小企業振興条例（平成27年岩手県条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（基本計画） 第12条 [略] 2 [略] 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、中小企業者、中小企業関係団体及び県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、 <u>岩手県商工観光審議会条例（昭和49年岩手県条例第6号）第1条第1項に規定する岩手県商工観光審議会の意見を聴かなければならない。</u> 4・5 [略]	（基本計画） 第12条 [略] 2 [略] 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、中小企業者、中小企業関係団体及び県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、 <u>岩手県附属機関条例（令和5年岩手県条例第4号）別表第7の1の項に掲げる岩手県商工観光審議会の意見を聴かなければならない。</u> 4・5 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

別表第1（第2条、第3条関係）

政策企画関係附属機関

名 称	所掌事項	委員の人数	委員の構成	任 期
岩手県総合計画審議会	知事の諮問に応じ、県政の総合的な計画の策定及び推進に関する重要事項について調査審議すること。	20人	(1) 市町村長 (2) 学識経験者	2年

別表第2（第2条、第3条関係）

総務関係附属機関

名 称	所掌事項	委員の人数	委員の構成	任 期
1 岩手県財産評価審議会	知事の諮問に応じ、公有財産を取得し、譲渡し、交換し、又は出資の目的とする場合における当該公有財産の評価について調査審議すること。	4人	学識経験者	2年
2 岩手県特別職報酬等審議会	知事の諮問に応じ、議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額について調査審議すること。	10人	県の区域内の公共的団体等の代表者その他住民	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの間
3 県勢功労者顕彰選考委員会	知事の諮問に応じ、県勢功労者顕彰の候補者の選考について調査審議すること。	10人	県の区域内の公共的団体等の代表者	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの間

別表第3（第2条、第3条関係）

復興防災関係附属機関

名 称	所掌事項	委員の人数	委員の構成	任 期
1 岩手県東日本大震災津波復興委員会	知事の諮問に応じ、東日本大震災津波（平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波による災害をいう。）により著しい被害を受けた本県の復興に関する事項について調査審議すること。	25人	復興施策の推進に関し優れた識見を有する者	2年
2 東日本大震災津波伝承館運営協議会	知事の諮問に応じ、東日本大震災津波伝承館の事業の運営に関する事項について調査審議すること。	12人	当該調査審議の対象となる事項に関し優れた識見を有する者	2年

別表第4（第2条、第3条関係）

ふるさと振興関係附属機関

名 称	所掌事項	委員の人数	委員の構成	任 期
岩手県情報システム関連調達に関する技術的審査委員会	知事の諮問に応じ、県が締結する情報システムの開発、保守その他の情報システムに関する役務の調達契約（知事が別に定めるものに限る。）に係る競争入札の落札者の決定基準その他必要な事項について調査審議し、及び当該調達契約に係る提案書の内容を審査すること。	10人	(1) 情報システムに関し優れた識見を有する者 (2) 県の職員	当該諮問に係る調査審議及び審査が終了するまでの間

別表第5（第2条、第3条関係）

文化スポーツ関係附属機関

名 称	所掌事項	委員の人数	委員の構成	任 期
平泉の文化遺産世界遺産拡張登録検討委員会	世界遺産一覧表（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第11条2に規定する一覧表をいう。）に記載された平泉の文化遺産の拡張のための推薦書の作成に関し必要な事項について調査審議すること。	10人	文化財等に関し優れた識見を有する者	1年

別表第6（第2条、第3条関係）

保健福祉関係附属機関

名 称	所掌事項	委員の人数	委員の構成	任 期
1 岩手県健康増進計画推進協議会	知事の諮問に応じ、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第1項に規定する都道府県健康増進計画の策定及び推進に関し必要な事項について調査審議すること。	25人	(1) 医療関係団体その他の関係団体の役職員 (2) 保険者を代表する者 (3) 関係行政機関の職員 (4) 前3号に掲げる者のほか、健康の増進に関する施策の推進に関し識見を有する者	2年
2 岩手県高齢者福祉・介護保険推進協議会	知事の諮問に応じ、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の9第1項に規定する都道府県老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第118条第1項に規定する都道府県介護	20人	(1) 市町村長 (2) 福祉関係団体、医療関係団体その他の関係団体の役職員	3年

	保険事業支援計画の策定及び推進その他高齢者の福祉の施策の推進に関し必要な事項について調査審議すること。		(3) 学識経験者 (4) 被保険者を代表する者 (5) 前各号に掲げる者のほか、高齢者福祉又は介護福祉に関し識見を有する者	
3 岩手県リハビリテーション協議会	知事の諮問に応じ、地域におけるリハビリテーションの適切かつ円滑な提供に関し必要な事項について調査審議すること。	20人	(1) 学識経験者 (2) 医療関係団体、福祉関係団体その他の関係団体の役職員 (3) 関係行政機関の職員	2年
4 岩手県自殺対策推進協議会	知事の諮問に応じ、県の総合的な自殺対策の推進に関し必要な事項について調査審議すること。	50人	(1) 学識経験者 (2) 医療関係団体、福祉関係団体、教育関係団体その他の関係団体の役職員 (3) 関係行政機関の職員 (4) 前3号に掲げる者のほか、自殺対策の推進に関し識見を有する者	2年

別表第7（第2条、第3条関係）

商工労働観光関係附属機関

名称	所掌事項	委員の人数	委員の構成	任期
1 岩手県商工観光審議会	知事の諮問に応じ総合的な商工業及び観光の振興に係る施策の推進に関する重要事項について調査審議し、並びに当該重要事項について知事に意見を述べること。	20人	(1) 市町村長 (2) 商業、工業、鉱業若しくは観光業に属する事業を営む者若しくはこれらの者が法人であるときはその役員又は当該事業を営む者の従業者 (3) 前2号に掲げる者のほか、商工業及び観光の振興並びにこれによる	2年

			雇用の創出に関し優れた識見を有する者	
2 岩手県経営革新計画評価委員会	知事の諮問に応じ、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第14条第1項に規定する経営革新計画（以下この項において「計画」という。）の評価その他計画の承認に関し必要な事項について調査審議すること。	5人	(1) 中小企業分野に関し優れた識見を有する者 (2) 県の職員	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの間
3 岩手県信用保証協会常勤理事任命候補者選考委員会	知事の諮問に応じ、岩手県信用保証協会常勤理事の候補者の選考について調査審議すること。	3人	信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第2条に規定する信用保証協会の業務を理解し、及び中小企業分野等に関し優れた識見を有する者	3年

別表第8（第2条、第3条関係）

農林水産関係附属機関

名称	所掌事項	委員の人数	委員の構成	任期
1 岩手県農政審議会	知事の諮問に応じ総合的な農業施策の推進に関する重要事項について調査審議し、及び当該重要事項について知事に意見を述べること。	30人	(1) 市町村長 (2) 農林業団体の役職員 (3) 商工関係団体の役職員 (4) 株式会社日本政策金融公庫又は農林中央金庫の役職員 (5) 消費者を代表する者 (6) 学識経験者 (7) 関係行政機関の職員	2年
2 岩手県農林水産物等認証制度運営委員会	知事の諮問に応じ、農林水産物及び農林水産物を利用した加工食品（以下この項において「農林水産物等」という。）の認証制度に関する重要事項について調査審議すること。	15人	(1) 農林水産物等の生産者団体の役職員 (2) 農林水産物等の流通に関する事業を行う団体の役職員 (3) 消費者を代表する者 (4) 学識経験者	2年

			(5) 関係行政機関の職員	
3 岩手県多面的機能支払制度推進委員会	知事の諮問に応じ、多面的機能支払制度（農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第9条の規定に基づく費用の補助（同法第3条第3項第1号に掲げる事業の実施に係るものに限る。）をいう。以下この項において「制度」という。）の実施状況の評価その他制度に関し必要な事項について調査審議すること。	5人	学識経験者	3年
4 <u>岩手県中山間地域等直接支払制度推進委員会</u>	知事の諮問に応じ、中山間地域等直接支払制度（農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第9条の規定に基づく費用の補助（同法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に係るものに限る。）をいう。以下この項において「制度」という。）の実施状況の評価その他制度に関し必要な事項について調査審議すること。	9人	(1) 学識経験者 (2) 報道機関の役職員 (3) 消費者を代表する者 (4) 株式会社日本政策金融公庫又は農林中央金庫の役職員 (5) 前各号に掲げる者のほか、制度に関し優れた識見を有する者	5年
5 いわての森林づくり県民税事業評価委員会	知事の諮問に応じいわての森林づくり県民税条例（平成17年岩手県条例第79号）第1条に規定する森林環境の保全に関する施策（以下この項において「施策」という。）について調査審議し、及び評価を行い、並びに施策について知事に意見を述べること。	10人	(1) 学識経験者 (2) 商工関係団体の役職員 (3) 消費者を代表する者 (4) 前3号に掲げる者のほか、施策に関し優れた識見を有する者	2年
6 岩手県水産審議会	知事の諮問に応じ総合的な水産業施策の推進に関する重要事項について調査審議し、及び当該重要事項について知事に意見を述べること。	20人	(1) 市町村長 (2) 水産業団体の役職員 (3) 商工関係団体の役職員 (4) 株式会社日本政策金融公庫又は農林中央金庫の役職員 (5) 消費者を代表する者 (6) 学識経験者 (7) 関係行政機関の職員	2年

別表第9（第2条、第3条関係）

出納関係附属機関

名 称	所掌事項	委員の人数	委員の構成	任 期
1 岩手県営建設工事入札契約適正化委員会	知事の諮問に応じ県営建設工事（県が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下この項において同じ。）の入札及び契約に関する制度の運用状況及び改善に関することその他の県営建設工事の入札及び契約に関する重要事項について調査審議し、並びに当該重要事項について知事に意見を述べること。	8人	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する公共工事に関し優れた識見を有し、県営建設工事の入札及び契約に関し公正な判断をすることができる者と認められる者	2年
2 岩手県政府調達苦情検討委員会	県の機関及び県が設立した地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人が行う調達であって政府調達に関する協定その他の国際約束の対象となるものに係る苦情の申立てについて調査審議すること。	5人	地方公共団体の入札及び契約に関する制度に関し優れた識見を有する者	2年

別表第10（第2条、第3条関係）

教育関係附属機関

名 称	所掌事項	委員の人数	委員の構成	任 期
1 岩手県教育振興基本対策審議会	教育委員会の諮問に応じ、教育振興基本対策に関し必要な事項について調査審議すること。	18人	(1) 市町村長 (2) 市町村教育委員会教育長 (3) 教育関係団体の役職員 (4) 学識経験者 (5) 関係行政機関の職員	2年
2 岩手県教育支援委員会	教育委員会の諮問に応じ教育上特別な支援を必要とする児童、生徒等（以下この項において「児童生徒等」という。）の就学及び当該児童生徒等に対する支援の内容等に関する事項について調査審議し、並びに当該事項について教育委員会に意見を述べること。	20人	(1) 医師 (2) 学識経験者 (3) 関係教育機関の職員 (4) 関係行政機関の職員 (5) 児童生徒等の親権者又は未成年後見人を代表する者	2年

3 岩手県美術品 収集評価委員会	教育委員会の諮問に応じ、美術品取得基金条例（平成3年岩手県条例第36号）に規定する美術品取得基金により取得する美術品及び寄贈により取得する美術品の鑑定評価に関する事項について調査審議すること。	10人	学識経験者	2年
---------------------	--	-----	-------	----

別表第11（第2条、第3条関係）

執行機関共通附属機関

名 称	所掌事項	委員の人数	委員の構成	任 期
1 公の施設の指定 管理者候補者 の選定及び指定 管理業務の評価 委員会	執行機関の諮問に応じ、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下この項において「指定管理者」という。）の候補者の選定及び指定管理者の業務の評価に関する事項について調査審議すること。	8人	(1) 当該公の施設の指定管理者に応募する法人若しくは団体又は現に当該公の施設の指定管理者であるものと利害関係を有しない者で、当該公の施設の運営に関し優れた識見を有するもの (2) 県の職員	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの間
2 委託業務企画 提案等審査委員 会	執行機関の諮問に応じ、県が発注する委託業務その他の業務（以下この項において「委託業務等」という。）に係る地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定による随意契約の相手方の候補者の決定のために実施する公募により提出された提案書の内容を審査し、及び当該委託業務等に係る同令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札の落札者の決定に関する事項について調査審議すること。	6人	(1) 当該委託業務等に係る分野に関し優れた識見を有する者 (2) 県の職員	当該諮問に係る審査及び調査審議が終了するまでの間
3 補助金等審査 委員会	執行機関の諮問に応じ、補助金（相当の反対給付を受けないで交付する補助金以外の給付金を含む。）、利子補給金その他これらに類するものの交付又は貸付金の貸付け（以下この項において「補助金の交付等」という。）の対象となる者、事業等の決定に係る申請書等の内容を審査し、及び当該補助金の交付等	20人	(1) 当該補助金の交付等に係る分野に関し優れた識見を有する者 (2) 県の職員	当該諮問に係る審査及び調査審議が終了するまでの間

	に関し必要な事項について調査審議すること。			
4 被表彰候補者 等選考委員会	執行機関の諮問に応じ、表彰（県勢功労者顕彰を除く。）、認定その他これらに類するもの（以下この項において「表彰等」という。）の対象となる候補者の選考その他選考に関し必要な事項について調査審議すること。	6人	(1) 当該表彰等に係る分野に関し優れた識見を有する者 (2) 県の職員	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの間

— 中山間地域を守るみなさまを支援します —

中山間地域等直接支払制度

第5期対策
(令和2年度～令和6年度)

継続は
ちから
なり



第5期対策 4つのポイント

- 1 集落の話合いにより、協定農用地と集落の将来像を明確化し、第5期対策期間を超えても農業生産活動が継続されることを促すため、体制整備単価（10割単価）の要件を「集落戦略の作成」に一本化。
- 2 協定参加者の減少や高齢化、担い手不足といった中山間地域等が抱える課題に対応し、農業生産活動の継続に向けたより前向きな取組への支援を強化するため、「集落機能強化加算」、「生産性向上加算」を新設するとともに、「集落協定広域化加算」を拡充。
- 3 令和元年8月に施行された棚田地域振興法に対応するため、対象地域に「指定棚田地域」を追加し、認定棚田地域振興活動計画に基づく活動を支援するため、「棚田地域振興活動加算」を新設。
- 4 農業者等が第5期対策に安心して取り組んでいただけるよう、農業生産活動等の継続ができなくなった場合（病気・高齢や自然災害などのやむを得ない場合は返還不要）の遡及返還の対象農用地を協定農用地全体から当該農用地に見直し。

令和6年4月

農林水産省



はじめに

中山間地域等直接支払制度は、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、国及び地方自治体による支援を行う制度として、平成12年度から実施してきており、平成27年度からは、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づいた安定的な措置として実施されています。

皆さまが地域で取り組んでおられる農業生産活動は、洪水や土砂崩れを防ぐ、美しい風景や生き物のすみかを守るといった広く国民全体に及ぶ効果をもたらすものです。

このような取組の重要性にかんがみ、中山間地域等直接支払制度では、国が費用の半分を負担し、地方自治体を通じた支援を行っています。

皆さまの地域の農業生産の維持・発展や地域の活性化に、本交付金を有効にご活用ください。



もくじ

中山間地域等直接支払制度とは-----	2
こんな活動をすれば交付を受けられます-----	4
集落戦略の作成について-----	5
集落戦略の記載例-----	6
加算措置について-----	8
荒廃農地にお悩みの集落の皆様へ-----	11
交付金の返還について-----	12
手続きの流れ-----	14
中山間地域の魅力を活かした取組の例-----	15

【表紙写真】

左上：みまし徳島県美馬市、右上：ながのし長野県長野市、左下：まつうらし長崎県松浦市、右下：にちなんし宮崎県日南市

【はじめに・もくじ頁上部の写真】

くまのし
三重県熊野市

中山間地域等直接支払制度とは①

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組みです。

1. 制度の対象となる地域及び農用地

地域振興立法で指定された地域において、傾斜がある等の基準を満たす農用地

(1) 対象地域

- ① 「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」「半島振興法」「離島振興法」「沖縄振興特別措置法」「奄美群島振興開発特別措置法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」「棚田地域振興法」によって指定された地域
- ② ①に準じて、都道府県知事が特に定めた基準を満たす地域

(2) 対象農用地

- ① 急傾斜地（田：1/20以上、畑・草地・採草放牧地：15°以上）
- ② 緩傾斜地（田：1/100以上1/20未満、畑・草地・採草放牧地：8°以上15°未満）
- ③ 小区画・不整形な田
- ④ 高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地
- ⑤ 積算気温が低く、草地比率の高い草地
- ⑥ 「棚田地域振興法」によって指定された地域の急傾斜農用地及び同農用地と連なった緩傾斜農用地
- ⑦ ①～⑤の基準に準じて、都道府県知事が定める基準に該当する農用地

注1 農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律に定める農用地区域)内に存する一団の農用地を対象

注2 ②、④及び⑥の緩傾斜地等は市町村長が特に必要と認めるものを対象

2. 対象者

集落等を単位とする協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者等

中山間地域等直接支払制度とは②

3. 交付単価

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20以上)	21,000
	緩傾斜 (1/100以上)	8,000
畑	急傾斜 (15° 以上)	11,500
	緩傾斜 (8° 以上)	3,500
草地	急傾斜 (15° 以上)	10,500
	緩傾斜 (8° 以上)	3,000
	草地比率の高い草地(寒冷地)	1,500
採草放牧地	急傾斜 (15° 以上)	1,000
	緩傾斜 (8° 以上)	300

注) 小区画・不整形な田、高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地の場合は、緩傾斜の単価と同額になります。

4. 交付金の使途

交付金は協定参加者の話し合いと合意により、地域の実情に応じた幅広い使途に活用できます。(使途は、予め協定に定めておく必要があります。)

トピック 指定棚田地域

多面にわたる機能を持ちつつも荒廃の危機に直面している棚田は、「棚田地域振興法」によって支援されており、同法に基づき指定された「指定棚田地域」は、令和元年8月の施行以降、これまでに41道府県727地域(令和6年4月時点)あります。



山形県大蔵村



千葉県鴨川市



長崎県長崎市

こんな活動をすれば交付を受けられます

協定に定める活動内容が、①の「農業生産活動を継続するための活動」のみの場合は交付単価の8割、①に加えて②の「体制整備のための前向きな活動」を行う場合は交付単価の10割を交付します。

①農業生産活動を継続するための活動：基礎単価（単価の8割を交付）

- 農業生産活動等
例：耕作放棄の発生防止活動、水路・農道等の管理活動（泥上げ、草刈り等）
- 多面的機能を増進する活動
例：周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、魚類等の保護

②体制整備のための前向きな活動：体制整備単価（①+②の活動により単価の10割を交付）

○ 集落戦略の作成

集落戦略は、必要に応じて市町村が指導しつつ、協定期間中に作成を了する必要があります。なお、集落戦略の作成や作成のための話し合いができなかった場合等は、交付金を返還していただくことになります。

中山間地域等直接支払制度 留意点

本交付金の実施に当たっては、以下の点についてご留意下さい。

（1）協定参加者の話し合いと合意に基づく活動の徹底

- 本交付金は、協定参加者の話し合いと合意により作成された協定に基づいて活動するものです。交付金の使途を含めた活動実績についても、協定参加者に報告するなど、活動の透明化を図りましょう。
- 集落協定に定められた活動内容が適切に行われなかった場合、交付金の返還となることもありますので、協定の活動内容や協定農用地の範囲について、協定参加者で確認しましょう。

（2）事務負担の軽減について

- 集落協定の事務作業が一部の者に集中していないか、事務作業を担う者への報酬が適正な水準となっているか等について、協定参加者で点検・確認を行いましょう。
- 事務作業の担い手がいない等の場合は、集落協定の広域化等による専従職員の配置や、交付金を活用した事務の外注化を検討しましょう。

（3）書類の作成と管理について

会計経理が適切に行われていることを証明するため、金銭出納簿、領収書、活動を行った記録、加算措置の取組実績が分かる書類、共用資産管理台帳などの必要な証拠書類を作成した上で、日付順に整理するなど、日頃から適切な管理を行いましょう。

（4）集落協定の変更手続の励行

- 集落協定の内容に変更が生じた場合、集落協定の変更手続を行ってください。
- 変更手続が必要か、不明な場合には、市町村にご相談ください。

集落戦略の作成について

集落戦略とは、協定農用地の将来像並びに、協定農用地を含む集落全体の将来像、課題、対策について、協定参加者で話し合いを行いながら作成していただく、集落全体の指針です。

集落戦略の項目

- 協定農用地の将来像
- 協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状
- 集落の現状を踏まえた対策の方向性
- 具体的な対策に向けた検討
- 今後の対策の具体的な内容及びスケジュール
- 農業生産活動等の継続のための支援体制

(※ 作成しやすいよう、「○」を記入する形式を基本として、事務負担の軽減を図っています)

○集落戦略の作成と活用のイメージ

- 集落戦略は、集落全体の将来像を明らかにするための重要な指針です。
- 協定参加者のみなさんで十分な話し合いを行い、合意形成を図るようにしてください。

1 協定参加者で話し合い

農業者の年齢階層別の就農状況や後継者の確保状況が把握できる地図(※)を活用し、協定参加者で話し合い

※地図には、

- ① 農地法面、水路、農道等の補修・改良が必要となる範囲又は位置
 - ② 既荒廃農地の復旧又は林地化を実施する範囲
 - ③ 農作業の共同化又は受委託等が必要となる範囲
 - ④ その他協定農用地を保全していくために必要な事項
- などを書き込みながら、みなさんで話し合ってください



地図を使っての話し合い

2 集落戦略の作成、市町村へ提出

協定農用地一筆ごと及び集落全体の将来像について、集落戦略に記入し、将来的に維持すべき農用地を明確化



作成に向けて打合せ

3 集落戦略を元に更なるステップアップ

集落戦略の作成を通じて明確になった農業生産活動等の継続のための取組を、加算措置等を利用し実現



そばの栽培



新規就農の相談

○人・農地プランや地域計画との連携

「集落戦略」は、集落戦略本体と話し合いに活用した地図を市町村の人・農地プラン担当部局に提出することをもって、「実質化された人・農地プラン」として取り扱うことができます。

また、令和5年度より、集落協定が「地域計画」を策定するための協議の場に参加し、全ての協定対象農用地を含む「地域計画」を定めた場合、「集落戦略」を作成したとして取り扱うことになりました。

※「人・農地プランの実質化」や「地域計画」に係る手続きについては、市町村にご相談ください。

集落戦略の記載例①

【記載例】

①それぞれの農地の将来像について該当する箇所に「○」を記入して下さい。

1. 集落戦略（協定農用地の将来像）

地番	地目	面積 (m2)	現況	管理者	農用地の将来像 (6~10年後を想定して記入)							
					管理者が引き続き耕作	後継者が耕作を継承	担い手等に引き受けてもらう予定(受け手が決まっている)	担い手等に引き受けてもらうことを希望(受け手が決まっていない)	農地中間管理機構の貸付を希望	草刈り等の管理のみ	その他(具体的に記載)	
100-1	田	800	耕作	農林 太郎	○							
100-2	畑	500	耕作	農林 次郎		○						

2. 集落戦略（集落の将来像）

2-1 協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状（複数可）

集落の現状	担い手の詳細
担い手等が確保できており、耕作を継続していく	農業者(協定内)【具体名:○○】※ 農地所有適格法人、農業生産組織等(協定内)【具体名:○○】※ 農業者(協定外)【具体名:○○】※ 農地所有適格法人、農業生産組織等(協定外)【具体名:○○】※
担い手等が確保できているが、すべての委託希望は受けられない	農業者(協定内)【具体名:○○】※ 農地所有適格法人、農業生産組織等(協定内)【具体名:○○】※ 農業者(協定外)【具体名:○○】※ 農地所有適格法人、農業生産組織等(協定外)【具体名:○○】※
○ 担い手等が確保できていない	
○ 耕作を継続していきたいが、耕作条件の悪い農地がある	
耕作を継続していきたいが、農業所得が低い	
耕作を継続していきたいが、法面や水路・農道等の管理が過重な負担となっている	
鳥獣被害が深刻であり、耕作意欲が減退している	
集落の自治(コミュニティ)機能が低下しており、生活に支障・不安が生じている (具体的に記載) 具体的内容:○○~	
その他(自由記載)	

②「○」及び必要に応じて具体名を記入して下さい。

※【具体名:○○】は記載が可能な場合に記入

集落戦略の記載例②

【記載例】

2-2 集落の現状を踏まえた対策の方向性（複数可）

③「○」を記入して下さい。

対策の方向性	担い手の詳細
耕作放棄の懸念はなく、集落の課題もないことから、対策は不要	
協定内で担い手を育成・確保	<input type="checkbox"/> 農業者 <input type="checkbox"/> 農地所有適格法人、農業生産組織等 <input type="checkbox"/> 新規就農者
<input type="checkbox"/> 協定外で担い手を確保	<input type="checkbox"/> 農業者（協定外） <input type="checkbox"/> 農地所有適格法人、農業生産組織等（協定外）
<input type="checkbox"/> 基盤整備等により耕作条件を改善	
農産物の高付加価値化により所得の向上を図る	
新たな作物の導入により所得の向上を図る	
省力化技術の導入や外注化等により労働負担の軽減を図る	
耕作継続が困難な農用地の林地化	
<input type="checkbox"/> 放牧利用による農用地の管理	
鳥獣被害防止対策の実施	
集落の自治（コミュニティ）機能の強化	
その他（自由記載）	

2-3 具体的な対策に向けた検討（複数可）

※「2-2 集落の現状を踏まえた対策の方向性」で「対策は不要」とした場合は、記載不要

④「○」を記入して下さい。

検討を要する事項
特に懸念はなく、協定参加者で実施していく
<input type="checkbox"/> 協定参加者だけでは検討が困難であり、外部（市町村・都道府県を含む）からの助力を得たい
他の協定との広域化を考えたい
<input type="checkbox"/> 中山間地域等直接支払交付金の加算措置を活用したい
<input type="checkbox"/> 対策に活用可能な補助事業等を紹介してほしい
その他（自由記載）

2-4 今後の対策の具体的な内容及びスケジュール（決まり次第記載）

※「2-2 集落の現状を踏まえた対策の方向性」で「対策は不要」とした場合は、記載不要

⑤記載可能であれば記入して下さい。

（記載例）

令和2年度から「農地耕作条件改善事業」により、小区画農地の基盤整備を実施する予定。

2-5 農業生産活動等の継続のための支援体制

（第5期対策の期間中に、協定農用地において農業生産活動等の継続が困難な農用地が発生した場合の支援体制）

⑥「○」及び必要に応じて具体名を記入して下さい。

第5期対策期間中の農業生産活動等の継続のための支援体制
農地所有適格法人が支援する【具体名：○○】
JAが支援する【具体名：○○】
<input type="checkbox"/> 集落営農組織が支援する【具体名：農林水産営農法人】
農業者が支援する【具体名：○○】
協定参加者で役割分担しつつ、農用地の維持管理を行う
その他（自由記載）

※上記の支援体制によってもなお、当該農用地で農業生産活動等の継続が困難となった場合には、集落協定代表者は、速やかに市町村、農業委員会等に当該農用地に対する利用権の設定等又は農作業受委託の斡旋等を申し出ることをとする。

※結果として、当該農用地で農業生産活動等の継続が困難となった場合には、当該農用地分のみ、交付金の返還が必要（本人の病気や高齢化、家族の病気など、不可抗力等の場合は交付金の返還は免除）。

加算措置について①

4 ページの活動に加え、地域農業の維持・発展に資する一定の取組を行う場合には、交付単価に所定額が加算されます。

① 棚田地域振興活動加算

認定棚田地域振興活動計画（認定計画）に基づき、棚田地域の振興を図る取組を行う場合に加算

対象協定： 体制整備単価の集落協定のみ

対象農地： 認定計画に「指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等」に位置付けられている棚田等で、田であれば1/20以上、畑であれば15度以上の農地
※ 広域化加算との重複は可能ですが、超急傾斜・集落機能強化・生産性向上の各加算との重複はできません。

単 価： 10,000円/10a（急傾斜地 田:1/20以上、畑:15度以上）
14,000円/10a（超急傾斜地 田:1/10以上、畑:20度以上）

上限額： なし

取組期間： 1～5年

目標設定： ア「棚田等の保全に関する目標」
イ「棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮に関する目標」
ウ「棚田を核とした棚田地域の振興に関する目標」

【対象活動の例】



棚田オーナー制度による棚田地域振興活動



石積み保全活動

ア～ウ各々に定量的な目標を一つ以上、計3つ以上の目標を定めます。その3つ以上の目標には、棚田の価値を活かした活動（地域の実情に応じたもの）、集落機能強化（人材の確保を含む）及び生産性向上に関する目標を含める必要があります。

② 超急傾斜農地保安全管理加算

超急傾斜農地の保全等の取組を行う場合に加算

対象協定： 集落協定、個別協定

対象農地： 田であれば1/10以上、畑であれば20度以上の農地

単 価： 6,000円/10a（田、畑）

上限額： なし

取組期間： 1～5年

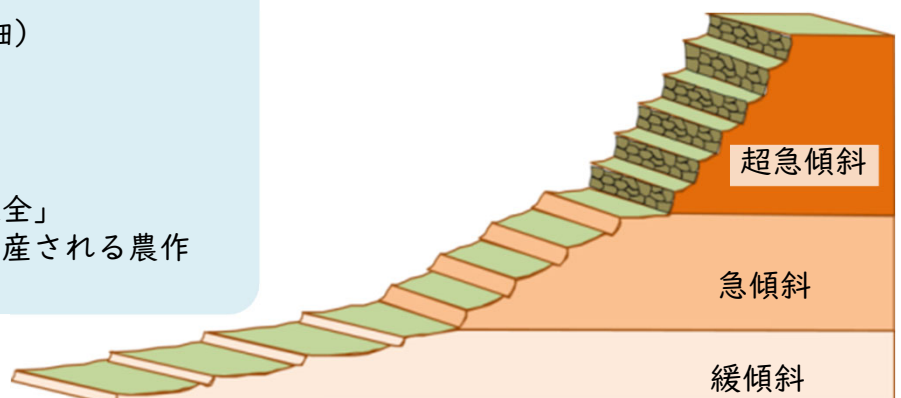
目標設定： ア「超急傾斜農地の保全」
イ「超急傾斜農地で生産される農作物の販売促進等」



超急傾斜農地(田)



超急傾斜農地(畑)



加算措置について②

③ 集落協定広域化加算

他の集落内の対象農用地を含めて協定を締結して、当該協定に基づく活動において主導的な役割を担う人材を確保した上で、取組を行う場合に加算

対象協定：体制整備単価の集落協定のみ

対象農地：集落協定農用地

単 価：3,000円/10a (地目にかかわらず)

上限額：200万円/年度

取組期間：1～5年

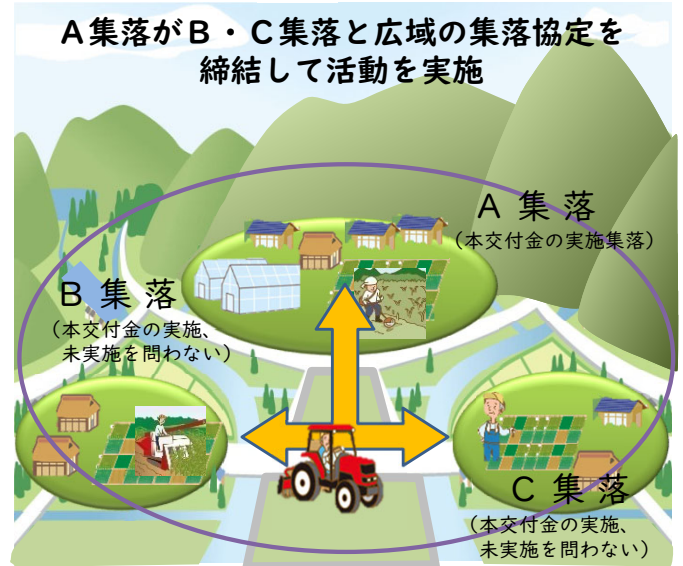
目標設定：

ア 取組期間が単年である場合

主導的な役割を担う人材を確保した上で、集落協定の広域化による体制強化そのものを目標に設定します。

イ 取組期間が複数年である場合

主導的な役割を担う人材を確保した上で、広域化後の協定で達成する目標を定量的に一つ以上定めます。



④ 集落機能強化加算

新たな人材の確保や集落機能（営農に関するもの以外）を強化する取組を行う場合に加算

対象協定：体制整備単価の集落協定のみ

対象農地：集落協定農用地

単 価：3,000円/10a (地目にかかわらず)

上限額：200万円/年度

取組期間：1～5年

目標設定：目標を定量的に一つ以上定める。

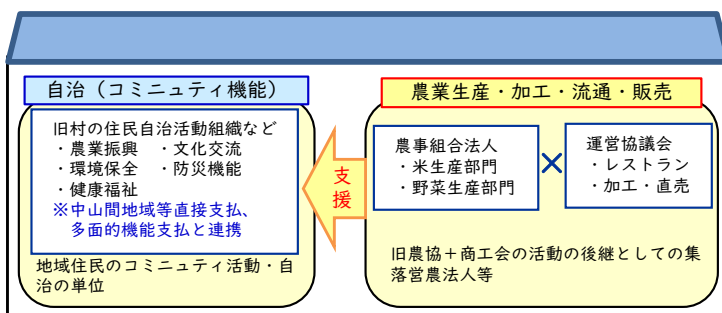
【対象活動の例】

- インターンシップ、営農ボランティア、農福連携
- コミュニティサロンの開設
- 地域自治機能強化活動
(高齢者の見回り、送迎、買物支援等)
- 鳥獣対策に必要な外部人材確保 など



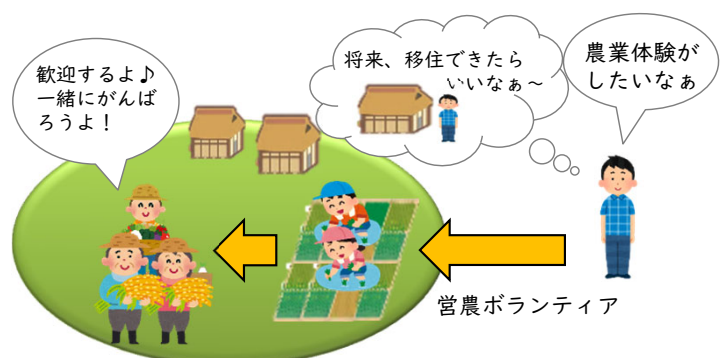
地域運営組織と連携した
高齢者世帯の
雪下ろし作業

地域自治機能強化活動のイメージ



加算を用いて上記のような体制を構築し、自治機能に係る地域のコミュニティ活動を支援することができます

営農ボランティアのイメージ



加算措置について③

⑤ 生産性向上加算

生産性向上を図る取組を行う場合に加算

対象協定：体制整備単価の集落協定のみ

対象農地：集落協定農用地

単 価：3,000円/10a（地目にかかわらず）

上限額：200万円/年度

取組期間：1～5年

目標設定：目標を定量的に一つ以上定める。

【対象活動の例】

- 農産物のブランド化、加工、販売
- 担い手への農地集積、集約、農作業の委託
- 機械、農作業の共同化
- スマート捕獲を活用した鳥獣被害防止対策
- 農作業の省力化 など



ドローンによる防除作業



自走式草刈機の導入

加算措置の留意点

Point 1

複数の加算措置を活用する場合、加算措置ごとに異なる取組・目標とする必要があり、同一の取組・目標に対して複数の加算措置を受けることはできません。

Point 2

- 超急傾斜加算以外の加算措置を活用する場合、協定参加者の話し合いにより、その取組によって達成する目標を定量的に定めます。
- そのうち、棚田地域振興活動加算における目標については、都道府県の第三者委員会の機能を活用し、その妥当性の確認等を図ります。（その他の加算措置についても国、都道府県、市町村は加算の取組の適切な実施について、指導を行います。）

Point 3

複数の加算を実施する場合、活動の効率化が図られることから、上乘せする加算の単価は定められた単価から1,000円/10aを減額することとなります。

Point 4

加算を受けるには、原則として体制整備単価である必要がありますが、超急傾斜農地保管理加算に限り、第4期対策と同様に、基礎単価の場合であっても活用が可能です。

Point 5

本交付金以外の国の補助事業の対象として整備する機械等に、加算分の交付金を充てることはできません。

荒廃農地にお悩みの集落の皆様へ

地域の農業を継続・発展させるためには、
農地をまとまった状態で維持していく必要があります。

しかし、周りに荒廃農地があると・・・

田園風景が損なわれているし、鳥獣被害や
病虫害発生の悪影響を受けて、周りの農家
までやる気を失くしてしまった・・・



集落内の荒廃農地を中山間地域等直接支払制度の 協定農用地に取り込みませんか！！

集落の中に既に荒廃した農地がある場合に、それをどのように解消するかを話し合っ
ていただき、その結果を協定書に位置付けることで、取り込んだ荒廃農地の面積に以下
の単価を乗じた額が毎年度（令和6年度まで）交付されます。

農地に復旧する方法としては、荒廃農地に牛などを放牧して雑草を食べさせる方法に
より行うことも可能です。

また、農地に復旧することが困難な場合に、次善の策として荒廃農地を林地化する場
合も交付対象としています。

①農地に復旧する場合

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜（1/20以上）	21,000
	緩傾斜（1/100以上）	8,000
畑	急傾斜（15°以上）	11,500
	緩傾斜（8°以上）	3,500

地目	区分	交付単価 (円/10a)
草地	急傾斜（15°以上）	10,500
	緩傾斜（8°以上）	3,000

※ 復旧したことにより傾斜がなくなった
場合でも、緩傾斜の単価で交付されます。

②林地化する場合

「畑」の単価（林地化前の地目の単価の方が安い場合にはその単価）

※ 農用地区域からの除外及び農地転用の許可手続が必要です。

※ 令和5年度以降、新たに協定で林地化を位置付けることはできません。 荒廃農地の
林地化を進める場合は、「最適土地利用総合対策」の活用を御検討下さい。

ただし、第5期対策の最終年度（令和6年度）までに荒廃農地の復旧又は林地化が行
われなかった場合には、取り込んだ荒廃農地の面積に応じて支払われた交付金を協定認
定年度に遡って返還していただくことになるのでご注意ください。

その他活用できる事業等、荒廃農地対策関連情報については、以下のHPを参照ください。

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/> ⇒



交付金の返還について①

5年間の協定期間中に農業生産活動等が行われなくなった場合には、原則として協定の認定年度に遡って、当該農用地についての交付金を返還していただくことになります。

ただし、協定に参加する農業者の病気・高齢や自然災害などのやむを得ない事由がある場合には、この交付金返還の義務が免除されます。

交付金の返還を免除する場合

次のいずれかに該当する場合は、交付金の返還が免除されます。

(その場合、当該年度以降の交付金の交付は行いません。)

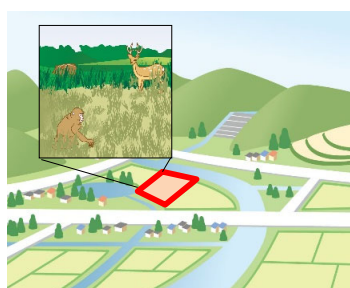
- 農業者の死亡、高齢又は農業者本人若しくはその家族の病気その他これらに類する事由により農業生産活動等の継続が困難な場合
- 自然災害の場合※
- 農業者等が農業用施設を建設する場合
- 公共事業により資材置き場等として一時的に使用される場合
- 地域再生法に基づく地域農林水産業振興施設、又は、整備誘導施設の用地とする場合

※災害から復旧する計画を作成いただいた場合、交付金が引き続き交付されます。

詳細やご不明な点については、市町村にご相談下さい。

遡及返還の対象農用地に関する留意点

- 上記の交付金の返還が免除となる場合以外で、農業生産活動等の継続ができなくなった場合における遡及返還の対象農用地は、「当該農用地」となります。



一筆のみ、耕作又は維持管理を中止



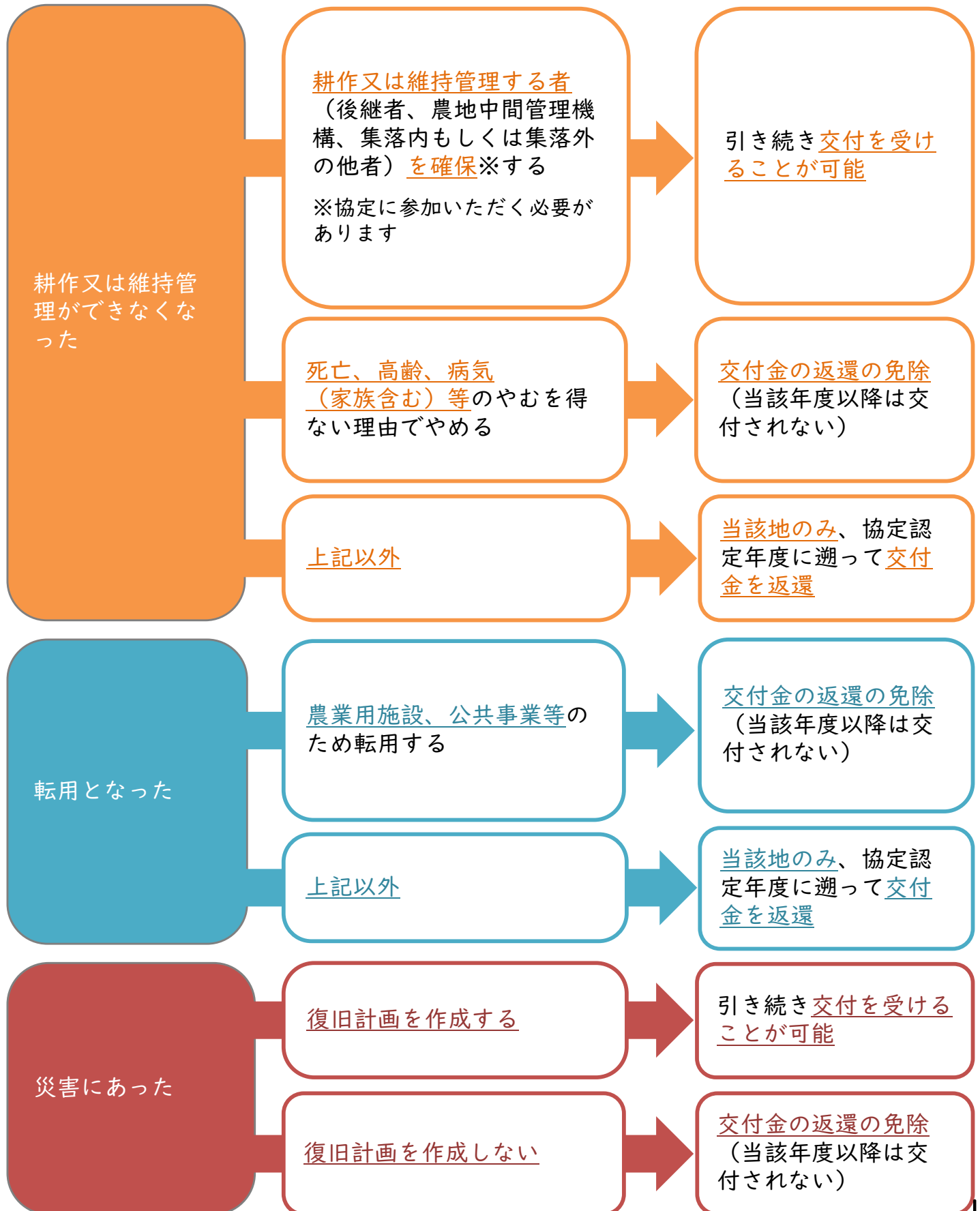
当該農用地のみ遡及返還

- なお、多面的機能を増進する活動や水路・農道等の維持管理、体制整備単価要件（集落戦略の作成）、加算措置の取組目標といった協定参加者全体で達成すべきものについては、達成できなかった場合には、基礎単価分（8割）、体制整備分（2割）、加算分それぞれについて、協定農用地全体が遡及返還の対象となります。

交付金の返還について②

協定農用地で農業生産活動等を続けられなくなった場合の 交付金返還の有無の簡易チャート

※実際の案件についての交付金返還の有無の判断は市町村が行います。



手続きの流れ

協定の作成と活動の実施

① 協定の作成

協定は、集落の現状、目標、役割分担、集落として目指すべき方向やそのための活動内容、交付金の使用方法等について、集落の話合いと合意により作成します。



集落での話合い

② 協定の提出（市町村が認定）

作成した協定を市町村に提出^(注)し、市町村長が認定します。

(注) 協定は、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく事業計画と一緒に提出

協定の提出（集落→市町村）期限：6/30

協定の認定（市町村→集落）期限：7/31

③ 活動の実施

協定に基づき、活動を実施します。



集落共同の水路清掃

④ 実施状況の確認（市町村が実施）

市町村が活動の実施状況を確認します。

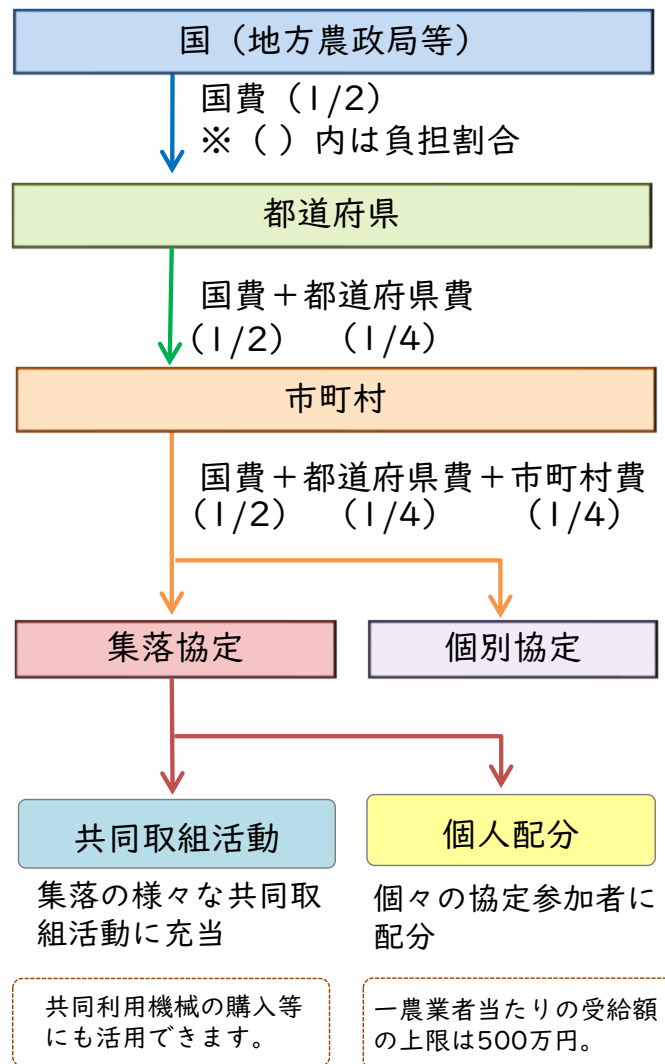
実施状況の確認（市町村）期限：10/31

交付金の支払い

- 交付金は、市町村に交付申請書を提出し、交付決定を受けた後、集落の活動内容や活動実績に応じて支払われます。
- 活動の実施が確実であると見込まれる集落等については、交付金の早期交付を受けることができます。（詳細は裏表紙を参照）

交付金交付の流れ

※ 交付金は予算の範囲内で交付します。



集落協定における所得超過者において、協定内の他者の農用地における農業生産活動等を引き受けている場合には、当該農用地の面積分について、個人配分が可能となります。
（個別協定における所得超過者の取扱いと同様にしました。）

協定には、2つの種類があります

- **集落協定**：対象農用地において農業生産活動等を行う複数の農業者等が締結する協定。
- **個別協定**：認定農業者等が農用地の所有権等を有する者と利用権の設定や農作業受委託を受けるかたちで締結する協定。

中山間地域の魅力を活かした取組の例①

協定の統合を通じて水路の維持管理と集落機能の強化を実現 【青森県平川市古懸集落協定】

【集落の状況】

- 古懸集落の属する地区では用水路ごとに小規模の集落協定が設立されていたが、農家の減少により周辺の複数の協定が廃止していく中、総延長2km以上におよぶ水路の維持管理が困難に

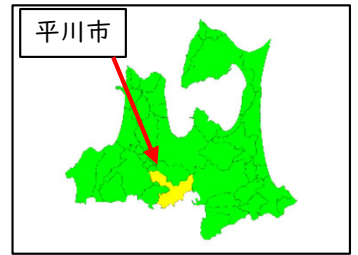
【取組の内容】

- 第4期対策以前の廃止協定や隣接する集落を含む4協定で統合し、交付金事務を一元化
- 地区の社会福祉協議会の協力を得ながら、一人暮らしの高齢者の訪問活動を開始するとともに、高齢者の引きこもり防止や認知症予防等のためにサロンを開設
- 農道除雪組合を作り、共同利用機械を使用して農道や防災施設でもある集会所等の除雪を実施

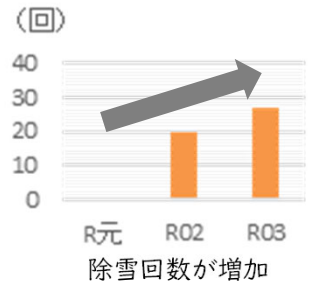
【取組の成果】

- 高齢者への訪問やサロンの開設により、地区内の情報交換が進み、住民のつながりが強化。農道や集会所等の除雪を共同実施する回数も増加
- 地区内に集落協定の活動に協力的な意識が醸成され、水路の管理作業に非農家・協定外農家を含む地区住民等も参加する作業体制が構築
- 新たな体制で事務作業や水路管理の主導的な役割を担う人材を1名確保

体制構築



水路維持活動



超急傾斜加算の取組を契機に農産物の直売を開始し、農業者の生産・販売意欲が拡大【埼玉県秩父市沢戸集落協定】

【集落の状況】

- 険しい山肌に拓けた山間集落で、地域住民の高齢化が進む
- 傾斜地での営農活動に限界が生じ、遊休農地の発生が懸念

【取組の内容】

- 制度開始当初から地域全体で草刈りや農道・石垣の補修に取り組んできたことに加え、資材運搬などの作業効率化のため作業道を整備
- これまで自家消費する程度に栽培してきた野菜に替えて、小区画の急傾斜地でも栽培できるカボスや柚子等の果樹の栽培を開始
- 平成27年から超急傾斜加算に取り組んだことを契機に、パネル展示によりカボス等のPRを実施するとともに、直売所やスーパーへの出荷を開始
- 地元で地域活性化に取り組む「天空だんべえ石間協議会」に協定として参加し、イベントへの参加、農産物のPR、散策マップの作成等に取り組む

【取組の成果】

- 作業道を整備したことで生産性が向上し、カボス等の栽培面積も増加
- 直売所への出荷量は当初の2倍以上に増え、収入増につながったことで農業生産意欲も向上
- パネル展示や散策マップの作成により集落の魅力を発信したことで、ハイキングや写真撮影のために集落を訪れる人が増加

超急傾斜地



急峻な山肌に拓けた集落



カボスのPR活動

中山間地域の魅力を活かした取組の例②

集落協定が主導して、地区全体が加入する高齢者 ‘見守り隊’を結成【新潟県佐渡市下川茂集落協定】

【集落の状況】

- 集落は通学、通院、買い物の便が悪く、人口減少と高齢化によりひとり世帯、高齢者世帯が増加
- 自宅周辺の維持管理が困難な世帯も増加

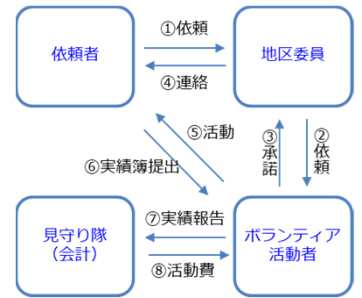
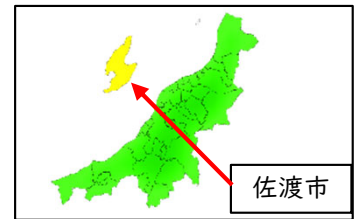
【取組の内容】

- 市の社会福祉協議会が元々行っていた見守り活動を、集落協定の持つ人間関係等の機能により強化する形で、高齢者の‘見守り隊’を結成
- 地区住民の「手伝えること」、「手伝ってほしいこと」を調査し、助けてほしい人と助けることができる人をマッチングすることで、住民自らが高齢者を見守る体制を構築
- 下川茂、外山、上川茂の各協定で制度に取り組みながら、‘見守り隊’の活動は3協定を合わせた川茂地区全体で連携して実施
- 活動の協力金や草刈り・除雪の機械購入など、見守り隊の運営に交付金を活用

【取組の成果】

- 川茂見守り隊には川茂地区の住民114戸全戸が加入。令和3年から生活扶助サービスを開始
- 地区住民の間で声かけや見守りが増加したことで、農作業のトラブル等の情報も入りやすくなり、農地保全に係る問題にも速やかに対応が可能

集落機能強化



見守り活動実施体制

活動の種類	実績
除雪	18日
草刈り	8日
買い物支援	1回

生活扶助サービスの利用実績(R3)

集落住民が力を合わせた獣害対策と住み続けられる 集落への取組【福井県高浜町山中農地保全組合】

【集落の状況】

- 若者の流出による集落の人口減、少子高齢化の進行
- サル等の獣害が増加し、安心して住めない集落に

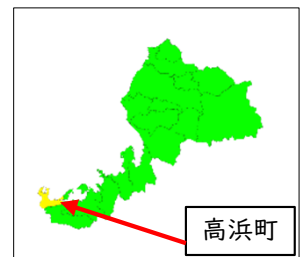
【取組の内容】

- 集落で獣害に対応するための研修会を開催。追い払いに用いる爆竹、ロケット花火などの使い方を非農家も含めた住民一人ひとりが習得
- 住民の誰もが追い払いを行うことが可能となり、協定と住民が連携してサルの山への追い払いを実践
- 交付金で基本的な獣害対策用品（電気柵、フェンスなど）の購入・設置
- 独居高齢者世帯や、障がい者世帯への生活支援として、協定参加者が除雪作業や声掛けを実施
- 「うちうらレモン」の栽培を行い、加工品（ケーキ、石鹸等）を開発するとともに、直売所や料理教室に出荷

【取組の成果】

- 住民と連携した追い払い活動と電気柵などの獣害対策により、集落内の獣害が大きく減少
- 集落の一体感が向上し、水路の泥上げや道路脇、法面の草刈り等の活動も、若い世代を含む集落住民が総出で実施

獣害の防止



集落に出没したニホンザル



追い払い研修会

中山間地域の魅力を活かした取組の例③

人情の駅「ぷらっとホームつなみ」を中心とした様々な地域活動

【広島県安芸太田町津浪集落協定】

【集落の状況】

- 少子・高齢化の波が押し寄せる中、管理が大変な棚田の耕作が困難に
- JR可部線の区間廃線により、地区内の活気が徐々に失われつつあった

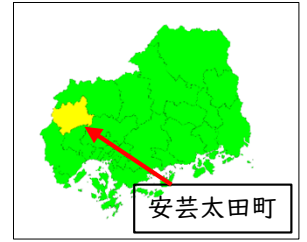
【取組の内容】

- 廃線後の津浪駅の活用方法についてワークショップを行い、直売・軽食・休憩の機能を持つ複合施設として、「ぷらっとホームつなみ」を開設
- 地区住民とともに協定構成員がアイデアを出し合いながらぷらっとホームつなみを運営。施設の利用を促進するため、希少植物の保護や観光資源としての活用の試み、体験会への外部講師の招請などを実施
- トラクター、コンバインを購入し、耕作困難となった棚田の農作業を受託
- 広島市内の大学とも連携し、農作業や協定活動に大学生を受入

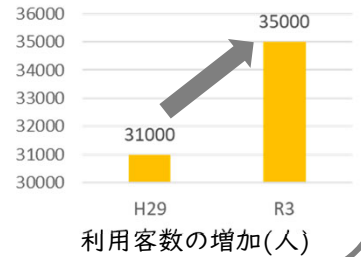
【取組の成果】

- ぷらっとホームつなみの利用客が大幅に増加
- 購入した機械で約1haの棚田の農作業を受託。受託した棚田の一部で竹チップたい肥を使った棚田ブランド米を生産
- 農作業や地域の活動において学生がマンパワーとして活躍することで、地区も活性化

棚田振興



廃駅跡地に開設した
ぷらっとホームつなみ



地域内の複数集落協定で協議会を設立することによる会計事務等の負担軽減【大分県竹田市久住地域、直入地域】

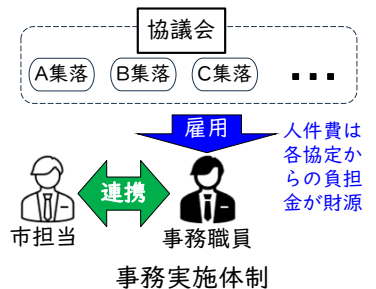
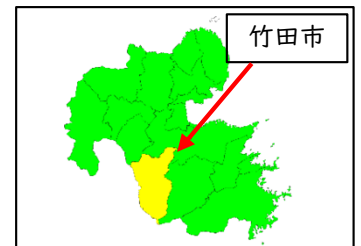
【地域の状況】

- 久住地域及び直入地域の集落では、事務書類作成の負担が理由で、協定活動を見合わせたいという意見が多数あった

【取組の内容】

- 直入地域では制度開始当初から集落協定の事務を支援する協議会を設立し、専任の事務員を雇用し業務を開始。久住地域においても直入地域を参考に、第2期対策から専任の事務員を雇用するための協議会を設立して業務を開始
- 両協議会とも協定の中から1名ずつ役員を選出し、その中から会長、副会長等を選出。事務局は市担当職員と協議会の事務員が担う。協議会は、事務書類の作成支援や現地確認立ち会いへの同行等を実施
- 両協議会とも組織運営のために、各協定が共同取組活動費から定められた割合の負担金を納入。負担金は主に人件費や消耗品費等に充当

事務支援



【取組の成果】

- 事務負担の軽減により協定の締結が進展
- 集落が主体性をもって協定活動に取り組むように
- 市担当職員と協議会職員が連携して業務を行うため、事務作業が円滑化
- 協議会を通して協定間の意見調整を行うことで、集落同士の新たな取組 (例.複数集落が連携する鳥獣被害対策) が期待できるようになった



久住地域推進協議会定期総会

お問い合わせ先

- 中山間地域等直接支払交付金は、市町村が事業計画の認定を行っています。このため、交付金を受けるに当たっての実務的な内容に関するお問い合わせについては、最寄りの市町村にご相談ください。
- 本パンフレットや中山間地域等直接支払交付金の制度に関するお問い合わせについては、最寄りの地方農政局等にご相談ください。

【東北局管内】 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

022-263-1111（内線4185）（東北農政局農村振興部農村計画課）

【関東局管内】 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県

048-600-0600（内線3411）（関東農政局農村振興部農村計画課）

【北陸局管内】 新潟県、富山県、石川県、福井県

076-263-2161（内線3436）（北陸農政局農村振興部農村計画課）

【東海局管内】 岐阜県、愛知県、三重県

052-201-7271（内線2558）（東海農政局農村振興部農村計画課）

【近畿局管内】 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

075-451-9161（内線2440）（近畿農政局農村振興部農村計画課）

【中四局管内】 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

086-224-4511（内線2532）（中国四国農政局農村振興部農村計画課）

【九州局管内】 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

096-211-9111（内線4626）（九州農政局農村振興部農村計画課）

【沖縄総合事務局管内】 沖縄県

098-866-0031（内線83353）（沖縄総合事務局農林水産部農村振興課）

【農水本省管内】 北海道

03-3501-8359（直通）（農林水産省農村振興局地域振興課）

交付金の早期交付について

本交付金は、集落協定に定めた活動を支援するものであり、協定が市町村長の認定を受けていれば、実施状況の確認前であっても、交付が可能です。交付金の早期交付を希望される場合は、市町村にご相談ください。

（令和6年度から新たにに取り組む協定は、市町村長の認定が必要となります。）

<パンフレット作成>

農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
TEL 03-3501-8359（直通）
FAX 03-3592-1482

農水省HP



アイデア集



農林水産省HP：https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/

農村集落の課題解決アイデア集（小さな集落のキラリと光る小さな工夫も集めた事例集）：
https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/s_torikumi/r0501.html



1 令和5年度「いわて中山間賞」の受賞団体の紹介

いわて中山間賞受賞団体

令和6年1月9日に盛岡市内で開催された「令和5年度いわて農林水産躍進大会」において、今年度の「いわて中山間賞」が、達増拓也岩手県知事から以下の団体に授与されました。

● 五葉地区（住田町）

受賞団体は、地域一体となった農地保全や地域の未利用資源等を活用した特産品の開発、川遊びや田植え・稲刈り体験など自然を生かした地域住民参加型の交流行事の開催などに取り組んでおり、地域の活性化につながっています。

受賞団体の活動内容は、次のページで紹介しています。



達増拓也岩手県知事からの表彰状の授与

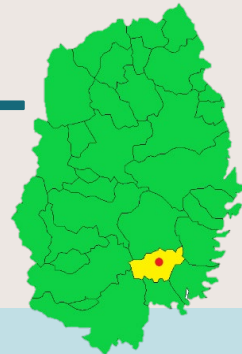


五葉地区の代表者
(中央：五葉地域づくり委員会会長)

いわて中山間賞とは・・・

「いわて中山間賞」は、県内の中山間地域において、地域の個性を活かした活性化の取組を行い、成果をあげている集落等を表彰しています。また、受賞団体の取組を広く紹介することで他地域への波及を図り、中山間地域の振興に寄与することを目的としており、平成27年から令和4年度までに23の集落等が受賞しています。

● 五葉地区（住田町）



<集落の概要>

農用地面積：26.4 ha（水田、畑）

集落構成人数：254人（うち集落協定参加者13人）

<取組のポイント>

- 五葉地区では、「運動会」や「盆踊り大会」、「春を呼ぶ文化祭」など地域を挙げたイベントが一年を通じて開催され、多くの地域住民が積極的に参加するなど、地域コミュニティが維持・継承されています。こうした特徴を生かし、地域が抱える「ヒト、モノ、コト」における課題の解決を目的として、平成29年「五葉地域づくり委員会」が中心となって取組を開始しました。
- 長期間放置されていた遊休農地を活用し、地域住民や子どもたちと一緒にさつまいもの植付け・収穫作業の体験を実施しているほか、収穫したさつまいもをジャムやペースト等に加工するなど、地域の特産品の開発に取り組んでいます。
- 近年、高齢化により放置される木が増えていた気仙地方特産の「小枝柿」について、令和3年から、地域の女性や高齢者が中心となって収穫や皮むき等の作業を担い、干し柿や柿酢の試作を行っており、高齢者の生きがいの創出につながっています。
- 平成30年に地域の活性化を目的に開校した「一般社団法人文化政策・まちづくり学校(ふるさと創生大学)」と連携して開催している、川遊びや田植え・稲刈り体験など自然を生かしたイベントには、地域内外から多くの人に参加し、世代間・地域内外の交流が図られ、地域の活性化につながっています。



子供たちによるさつまいもの植付け



小枝柿の加工調整作業



特産品の開発



「春を呼ぶ文化祭」

2 中山間地域等直接支払交付金の概要

中山間地域等直接支払制度とは

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等（農用地における耕作、適切な農用地の維持・管理及び水路、農道等の維持・管理を行う。）を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組みです。

《 適切な農用地の維持・管理とは 》

農用地を耕作する意思を持ち、かつ地力の維持・向上のための取組を行うことにより作物の栽培が可能な状態（具体的には畦畔の維持、法面管理（草刈り、崩壊防止）がなされるとともに、地力向上のための取組として耕起、緑肥作物の栽培、堆肥の散布等がなされていること。）に保つこと。

交付金の交付対象となる行為は

集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して行われる農業生産活動等

交付単価及び加算措置の交付額

協定に定める活動内容が「①農業生産活動等を継続するための活動」のみの場合は、交付単価の8割（基礎単価）、①に加え「②体制整備のための前向きな活動」を行う場合は、交付単価の10割（体制整備単価）を交付します。

▶ 体制整備単価を選択している場合は、令和6年度中に**集落戦略の作成が必要**です。

地目	区分	交付単価 (円/10a)	加算措置	区分	交付額
田	急傾斜 (1/20以上)	21,000	棚田地域振興活動	単価	10,000円/10a
	緩傾斜 (1/100以上)	8,000		上限額	なし
畑	急傾斜 (15°以上)	11,500	超急傾斜農地保全管理	単価	6,000円/10a
	緩傾斜 (8°以上)	3,500		上限額	なし
草地	急傾斜 (15°以上)	10,500	集落協定 広域化	単価	3,000円/10a
	緩傾斜 (8°以上)	3,000		上限額	200万円/年度
	草地比率の高い草地 (寒冷地)	1,500	集落機能 強化	単価	3,000円/10a
採草放牧地	急傾斜 (15°以上)	1,000	生産性向上	単価	3,000円/10a
	緩傾斜 (8°以上)	300		上限額	200万円/年度

3 第5期対策の最終年度に向けて

令和6年度は、第5期対策の**最終年度**です。

協定書に定めた内容が確実に実施できるよう、取組の総まとめを行いましょよう。

協定書の内容を再確認しましょう

- 集落マスタープラン等協定に定めた取組は適切に実行されていますか？
- 集落戦略は令和6年度中の作成が必要です。(体制整備単価で交付を受けている協定)
 - ・ 一度も市町村に提出していない協定は、令和6年度の早い時期に市町村に提出し、意見等を貰い、必ず令和6年度中に作成しましょう。
 - ・ 地域計画の策定をもって集落戦略を作成したとみなす場合は、集落協定が地域計画策定における協議の場に参加し、地域計画の中に協定対象農用地の全てが含まれていることが必要です。
- 加算措置に取り組んでいる協定は、設定した加算の目標を確実に達成しましょう。

《交付金の返還となる場合》

- ▶ 協定農用地について耕作又は維持管理が行われていない等、協定違反となる場合
- ▶ 集落戦略の未作成・・・基礎単価との差額の2割を協定認定年度に遡って返還
- ▶ 加算措置の目標未達成・・・加算額を加算取組開始年度に遡って返還

※ 上記以外でも返還となる場合があります。返還額については、該当する返還事由により異なります。

農業生産活動の記録をつけましょう

- 構成員の皆さんで共同取組計画を行ったら、**活動日誌に記録**しましょう。
活動日誌には、日時、場所、参加者名、活動内容、支出内訳などを記入しましょう。
- **活動記録や協定書は、5年間保管**してください。

経理は適切に行いましょう

- 交付金の経理は、独自の帳簿を設けるなどして、**他の経理と区分**しましょう。
- 会計責任者は、共同取組活動費等の支出状況を「金銭出納簿」に記録し、**領収書や書類等を5年間保管**しましょう。

協定内での話し合いを大切にしましょう

- 毎年、**集落の話し合いの場**を設けましょう。
- 活動計画は毎年話し合ったうえで決定し、その結果は**協定参加者全員に知らせ、情報を共有**しましょう。

発行

岩手県農林水産部農業振興課

〒020-8570 盛岡市内丸10番1号

TEL : 019-629-5647 (直通) FAX : 019-629-5649

岩手県における中山間地域等直接支払制度の取組の推移

1 取組実績の概要

- 岩手県は、平成 12 年度から中山間地域等直接支払制度を実施。
第 2 期対策としては、平成 17 年度に制度改正され、平成 21 年度までの 5 年間実施。
第 3 期対策としては、平成 22 年度に高齢化の進行を配慮した制度に見直しが行われ、平成 26 年度までの 5 年間実施。
第 4 期対策としては、平成 27 年度に超急傾斜農地に対する加算措置の新設や、集落連携・機能維持加算の拡充など内容の見直しが行われ、令和元年度までの 5 年間実施。
- 第 5 期対策としては、令和 2 年度に加算措置の新設・拡充や交付金返還措置の見直しが行われ、令和 6 年度までの 5 年間実施。
- 令和 5 年度の参加者数は 31,538 人で、交付金が交付された面積は 23,466ha、交付金額は 3,591 百万円と、前年度から減少。
- なお、令和 5 年度は、岩手町、金ヶ崎町、洋野町を除く 30 市町村において、中山間地域等直接支払交付金を交付。

表 取組実績の概要

(単価：人、ha、百万円)

	年度	市町村	協定数	参加者数*	交付面積	交付額
第 1 期	H12	55	1,288	22,552	16,386	2,801
	H13	56	1,426	24,422	17,902	3,035
	H14	56	1,444	24,835	18,319	3,075
	H15	56	1,449	25,008	18,363	3,083
	H16	56	1,449	25,004	18,358	3,081
第 2 期	H17	34	1,136	26,400	19,279	3,124
	H18	34	1,229	29,575	21,911	3,363
	H19	34	1,232	29,907	22,184	3,391
	H20	34	1,234	29,949	22,241	3,395
	H21	33	1,234	30,140	22,252	3,394
第 3 期	H22	32	1,170	28,639	22,268	3,394
	H23	31	1,178	28,952	22,511	3,425
	H24	31	1,189	29,344	22,719	3,456
	H25	31	1,195	29,447	22,788	3,466
	H26	31	1,198	29,488	22,927	3,474
第 4 期	H27	31	1,132	29,526	23,111	3,496
	H28	31	1,147	29,877	23,869	3,571
	H29	31	1,148	31,744	23,929	3,580
	H30	31	1,152	32,866	24,043	3,592
	R1	31	1,155	32,866	24,083	3,600
第 5 期	R2	30	1,061	31,283	23,117	3,541
	R3	30	1,068	31,654	23,405	3,588
	R4	30	1,073	31,588	23,468	3,614
	R5	30	1,071	31,538	23,466	3,591

※ 平成 29 年度以降、国の調査方法の変更により、農業生産法人や農業生産組織等は 1 法人（組織）を「1」として計上せず、構成員数を計上している。

花巻市（旧矢沢村地域）の指定棚田地域の指定について

棚田地域振興法の規定に基づき、国へ指定棚田地域の指定を申請した花巻市（旧矢沢村地域）の高松・母衣輪(ほろわ)棚田が指定棚田地域に指定され、令和6年4月26日付けで公示されました。

1 花巻市（旧矢沢村地域）の指定棚田地域の概要

(1) 棚田地域の区域

旧矢沢村地域



(2) 保全を図る棚田の概要

ア 保全を図る棚田等の名称：高松・母衣輪^{ほろわ}棚田

イ 面積、団地数

約 23ha、4 団地を「保全を図る棚田」として申請。

団地名	面積	勾配
高松・母衣輪棚田 A団地	6 ha	1/16
〃 B団地	7 ha	1/10
〃 C団地	5 ha	1/7
〃 D団地	5 ha	1/9
計	23 ha	

(3) 指定に係る棚田地域振興の取組の概要

令和6年度から、中山間地域等直接支払交付金の棚田地域振興活動加算[※]を活用し、リモコン式草刈り機等のスマート農業機械の導入による棚田の保全管理の効率化や、棚田地域で生産したサツマイモの特産加工品の開発、外部人材等を構成員とする棚田保全隊の結成などに取り組む予定。

※ 保全すべき棚田について、10,000 円/10a を交付

2 今後の予定

(1) 棚田地域振興活動計画の認定

令和6年3月27日付で国に活動計画の認定申請済み。6月中旬に認定となる見込みである。

(2) 中山間地域等直接支払交付金の棚田地域振興活動加算に係る目標設定について

中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用第8の2(2)より、棚田地域振興活動加算の目標設定について第三者機関への確認・意見聴取が規定されていることから、本委員会による現地調査を実施予定。